

第 25 期
第 13 回留萌市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 6 年 12 月 24 日 午後 3 時 30 分～

開催場所：留萌市役所 3 階 第 2 委員会室

留萌市農業委員会

第 13 回留萌市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和 6 年 12 月 20 日

開催年月日 令和 6 年 12 月 24 日

開催場所 留萌市役所 3 階 第 2 委員会室

告示年月日 令和 6 年 12 月 20 日
留萌市農業委員会告示第 5 号

出席委員 1 番 田中 繁雄 2 番 野原 守 3 番 佐藤 剛信
4 番 室田 強志 6 番 中原 耕治 7 番 池田 孝明
8 番 鈴木 博幸 10 番 田中 美智子

欠席委員 5 番 馬淵 三喜男
9 番 阿部 明

事務局職員 事務局長 榎 昭博
係長 柏原 幸恵
主事 豊田 大騎

議事録署名委員 3 番 佐藤 剛信
4 番 室田 強志

書記 書記 豊田 大騎

総会次第

1. 開会

2. 議事日程

- 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 22 号 農地・非農地の判断対象リストについて

議 事 錄

No. 1

(午後 3 時 30 分開会)

会長

ただ今より本日召集されました第 25 期第 13 回留萌市農業委員会総会を開催いたします。ここで事務局より諸般の報告をさせます。

事務局

事務局より諸般の報告をさせていただきます。本日、5 番、馬淵委員。9 番、阿部委員より欠席の旨の報告がございましたので、ここで報告させていただきたいと思います。現在の出席委員につきましては 10 名中 8 名ということで、定足数に達していることから本総会は成立しているということでございます。それとですね、先日、北海道農業会議という指導機関のほうがですね、現地巡回指導ということで、当農業委員会に見られました。総会議事録については、事細かく、記載して、ホームページ等で公開しなさいっていうこと法律で定めている中ですね。たまたまうちの議事録ホームページで見たらちょっと簡単に書き過ぎているということで、もう少し事細かくどう協議されたかというものを、公開しなさいっていうような御指摘を頂きました。議事録の作成についてはですね、この音声で後から職員が作成しているのだけれども、そういうことでこれ皆さんに御協力ということで、やっぱりこう、誰がどういうふうにしゃべったかってなかなか聞き取れないところが多々あるっていうこともあるので、申し訳ないのですが、御質問とかある方はですね、挙手をした後、会長からの御指名に基づいてボタンをポチッと押して発言していただくということを、すこし習慣づけていっていただければなと思いますので、ちょっとそこら辺、御協力のほうよろしくお願ひします。事務局からの報告は以上でございます。

会長

それではここで、留萌市農業委員会規定第 16 条の規定に基づき議事録署名委員として「3 番 佐藤委員」「4 番 室田委員」の両名を指名いたします。また、本日の会議書記は「事務局職員 豊田書記」を指名いたします。

これより本日の議事に入ります。最初に、日程 1 議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書 1 ページをご覧いただきたいと思います。議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について」ということで、番号は 8 番でございます。利用権を設定する農用地につきましては、所在が字タルマップ。地番 2268。ほか 7 筆ございます。地目、公募現況については「田」および「畑」でございます。8 筆の合計面積については 55,455 m² となります。次に、利用権を設定するものでございますが、住所、氏名につきましては、北海道農業公社。利用権の種類については、賃貸借でございます。利用権の設定等については、農地保有合理化事業のためということです。

次に設定する利用権等の権限の種類でございますが、賃貸借。利用権の内

事務局	容においては「田」および「畠」となっております。設定期間については、令和6年12月24日から令和11年10月28日までという5年間でございます。賃貸料は年額でございますが、55,740円で、賃貸等の支払い方法については、毎年12月10日までに指定口座まで振り込むこととなっております。次に設定を受ける者ですが、住所・氏名については議案書に記載されているとおりでございます。職業は農業。利用権の設定を受ける理由が農地保有合理化事業ということで、設定後の経営面積については、322,948.06 m ² という内容です。地図については、2ページ目および3ページ目をご覧いただきたいと思います。4ページ目をご覧いただきたいと思いますが、こちらについては農業経営基盤強化促進法18条の第3項1号から4号に規定する許可基準についている内容でございますが、1号から4号、すべて該当するということで事務局の方で確認をしております。この案件につきましては、今年10月29日の第10回総会において、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が、出し手から農地を買い取りしたというものに関して、今般、公社から同意が得られたということで、5年間の賃貸借権について集積計画を設定するという内容となっております。以上、議案第21号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
会長	それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
会長	それでは、ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第21号については、原案のとおり決定いたしました。
会長	次に、日程2議案第22号「農地・非農地の判断対象リストについて」を上程いたします。それでは、事務局より説明を願います。
事務局	はい、議案第22号、議案書の5ページをご覧ください。議案第22号「農地・非農地の判断対象リストについて」本年11月12日に農地パトロールを行いました、耕作していない農地を委員の皆さんで確認していただいたかと思います。この取り扱いについて、前回11月27日開催の第12回の総会において、非農地の判断・処理に向けて、同意をいただいたところでございますが、22号に記載されているとおり、字幌糠、12筆、面積合計は64,117 m ² ということで、その詳細は7ページに記載しているのですが、ここを非農地に判断するという内容でございます。なお、所有者の方からも非農地で処理・判断するということについては、同意書も、ここには添付していないですが、事務局の方で預かっております。図面について8ページ、9ページに載せてはいるのですが、みなさん農地パトロールにもご参加いただい

事務局 (榎)	ているということで、場所の詳細については、ある程度分かっていらっしゃると思うのですが、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かということについては、改めてこの場でご審議いただきたいと思います。事務局からの説明は以上でございます。
会長	それでは、質疑に入ります。ご発言のある方は挙手を願います。
委員	非農地にすることによって、留萌市にデメリットは発生するのでしょうか。
事務局	農地か農地でないかは、農地台帳というもので基本管理しています。ただ、登記上の地目の部分については、農地はすべて農地ということでもない。かといって、農地台帳から落として地目、登記を変更するということも、特別法で決められてないものですから、現況が農地か農地でないかといった判断をここでするということで、市にとってメリット・デメリットというものは特にないという形になります。
会長	少し私の方から、山のずっと奥の方ですから、農地から非農地になるとですね、町場に近いところですと、固定資産の評価が変わる場合もあるようございます。
事務局	基本的に課税に関しては、登記地目というよりも、現況主義ということで課税されているので、現況にあった課税金額になると思います。
委員	雑種地か、原野かという事ですね。
事務局	はい。
会長	他にございませんか。ほかに発言がないようですので、採決をいたします。それでは、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号については原案のとおり決定をいたします。
会長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第13回留萌市農業委員会総会を閉会いたします。

留萌市農業委員会規定第16条の規定により、ここに署名・押印する。

令和6年12月24日

留萌市農業委員会会長

署名委員

署名委員